そよ風

No.59　2023年　夏号

編集・発行　埼玉自治体問題研究所

〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1（県職気付）
TEL&FAX 048-822-9272
info@saitama-jitiken.com

東松山市（市町村番号11）

住民署名で存続された式場（ホール）

社会保障に「ゆりかごから墓場まで」という標語があります。ゆりかごの方は財源も曖昧に「異次元」などと大言壮語だけが……、墓場の方は、高額の葬儀費用、墓地の取得・継承費用が高齢者の家計を襲い、近年は、都心の「ビル墓」の倒産で、あの世でまで彷徨を……

そんな中、2016年に1市6町1村で構成する比企広域市町村圏組合＊で運営する東松山葬祭場の建替えに伴って斎場内の式場（葬祭ホール）を廃止する計画が浮上しました。

理由は、経費抑制、民業圧迫の回避？　しかし、ホールをもたない域内の小規模葬儀店は文字通り死活問題に。また、住民にとっても一度しかないことに「安心して任せられる葬儀ができない」「大手葬儀店の優遇だ」などの声が。そこで、住民有志でホール継続を求める署名が始まります。「当初は、住民から1日に3件は『署名用紙をくれ！』や『どこへ届ければよいの？』の電話が入ってきた」など、「私の署名活動経験ではなかったこと」（署名推進の会の代表）との拡がりへ。そして、約2カ月半で6,441筆も集まりました。

結果、広域組合の当時の管理者である東松山市長を動かして存続の計画変更となり、今回の撮影当日もホールが活用されていました。住民の要求に応えて迅速に行動する人の「核」と「輪」が力になりました。

高齢社会の課題は多様です。「墓場まで」の施策に限らず、住民自治のもとに行政を動かさなければならない課題が山積しています。

＊東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の8市町村で構成する特別地方公共団体

2023年夏号（59号）の紹介

●総会報告　理事長ご挨拶、議案採択報告、会費値上げのお願い …… p2
●特集Ⅰ　記念講演　統一地方選挙後の情勢と自治体の課題　中山理事長 …… p4
●特集Ⅱ　地域公共交通政策視察（鳩山町・鴻巣市）報告 …… p8
●埼玉研究所「6テーマ研究会」のご案内（まちづくり、子ども子育て編） …… p13
●会員交流のひろば　入間市職員組合・給食部会 …… p15
●第65回自治体学校の企画紹介・参加ご案内 …… p16

埼玉自治体問題研究所2023年総会報告

時代を拓くための研究所の組織強化を

埼玉自治体問題研究所理事長　平野　方紹

この2023年をどうとらえるのか―県民のいのちや暮らしを見据えて―

今、世界で高まっている平和を渇望する声に岸田政権は背を向けて、「たがの外れた」軍拡路線に踏み出しており、日本国憲法前文に掲げられた平和的生存権（全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利）が揺らいでいます。

またコロナについては、感染症法の2類から5類に移行し、規制は緩和されましたが、その対応は自己責任化され公的責任は後退しました。さらに物価高騰、エネルギー危機など、政府の「無為無策」により国民生活や事業経営を直撃するなど私たちの日常は脅かされています。

こうした中で、住民のいのち、生活を守ってゆけるのか、地域の産業や事業を守ってゆけるのか、自治体の姿勢や取り組みが問われています。そんな状況下で開催された本研究所の2023年総会では、2023年春の統一地方選挙の結果を踏まえて、この混沌としたなかで、研究所活動をどう進めるのか、研究所の活動基盤をどう強化するのかなどをめぐって議論され、埼玉県で地方自治の進むべき展望を語れる研究所の実現に向けての方針が決定されました。

県民の期待に応えられるしっかりした研究所を

2023年は、春の統一地方選挙、夏に予定されている県知事選挙など埼玉のこれからをめぐる大きなテーマが目白押しです。このなかで県民本位の地方自治の推進を図るには、研究所の主体的力量の引き上げと活動の一層の展開が必要であり、時代のニーズに積極的に応える研究所が期待されています。

今回の総会では、『住民と自治』誌代の改定に伴い、研究所の個人会員会費を現行の月額950円から月額1，200円にする案が承認されましたが、単なる「価格転嫁」ではなく、これを機に「会員になってよかったといえる研究所」「埼玉の自治をリードする研究所」を実現するための研究所機能の強化・研究所活動の活発化・研究所の組織強化を推進する契機とすることも確認されました。

岸田政権の露骨な右傾化、与党の補完政党の跋扈など、状況は厳しさを増しています。それだけに確かな展望を指し示すことの出来る研究所の存在が大きな意味を持っており、その期待に積極的に応えてゆきたいと思います。

総会運営報告

研究所定期総会は6月4日、さいたま市内・ときわ会館にて開催されました。総会第1部の全国研究所・中山徹理事長の記念講演の要旨は4ページ以降に掲載しました。

第2部の総会議事は埼玉研究所・平野方紹理事長のあいさつに始まり、来賓として自治労連埼玉県本部・西口哲之委員長、日本共産党埼玉県議団・山﨑すなお議員から期待と連帯を込めたご挨拶をいただきました。

議事は、当日参加者31人、委任状70人で総会成立（規約第14条は構成264会員の4分の1以上で成立）を確認し、第1号議案「2022年度事業報告」、第2号議案「2022年度決算報告」を渡辺繁博事務局が提案し、大澤辰夫監査委員から「会計監査報告」が行われ、一括審議に付され拍手採決で承認されました。

次に、第3号議案「2023年度事業方針（案）」、第4号議案「2023年度予算（案）」が渡辺事務局長から提案され審議が行われました。

今年度の事業方針では、自治体職場で若年退職者が増えるなど、公務労働の魅力が薄れていること、背景に政権による地方自治の形骸化、上意下達型業務運営の拡大があり、職員への働きかけの強化が活動の重要課題との報告がありました。また、「6つの研究会活動の推進」が重点事業として強調され（13ページ参照）、職員、議員、運動団体・個人、学者・研究者などの「旺盛な参加」を基本にした研究所活動が呼びかけられました。審議では6人の会員から運動や地域の実情、そして研究所活動の充実に期待を込めた発言があり、会費値上げ提案も含めて賛成多数の拍手で採決されました。

最後に、規約の文言整理の第5号議案「規約改正（案）」が提案され、これも拍手で採決され、総会を終了しました。

会費値上げにご理解・御協力をお願い致します

■月額 250 円の会費値上げ採択

右のとおり個人会費月額 250 円の値上げ（月会費 950 円から 1200 円に）が採択されました。全国研究所の機関誌「住民と自治」がこの 3 月より 591 円から 800 円に値上げされたことに伴うもので、諸物価の値上げによる埼玉研究所事務局経費の増加分 41 円を加えて 250 円の値上げとしたものです。

■全国研の財政危機～「自治体問題研究所を守れ」の声全国に！

ここ数年全国研究所の財政危機が深刻化し、昨年 11 月には財政破綻も危ぶまれる状況の下で、1000 万円カンパの協力が訴えられました。この訴えに、「研究所をなくすことはできない！」「研究所を守れ！」の声が沸き上がり 1600 万円を超える額が寄せられ財政破綻を免れることができました。（埼玉では全国 3 番目に多い 165 万円をカンパ）

■本格的な財政再建の第 1 歩に！

今回の「住民と自治」誌の値上げと、各地域研究所の一斉会費値上げは、自治体問題研究所全体の財政の安定化と魅力ある研究所活動づくりのスタートです。全国研究所は、会員向け Web サービスの大幅拡充、「住民と自治」誌や書籍の執筆者による学習・交流の場づくりなどをすすめ、埼玉研究所では誰でも参加できる 6 つの研究会を開設し、恒常的な研究活動を広げます。研究所の財政確立と魅力ある研究会活動の推進にご理解とご協力をお願いします。

総会記念講演

統一地方選挙後の情勢と自治体の課題

自治体は「くらし・権利」と「軍事大国化」が真っ向から切り結ぶ場になる！

自治体問題研究所理事長　中山　徹
（奈良女子大学教授）

第48回総会には大阪から中山理事長をお迎えし、記念講演をしていただきました。

昨年末の「国家安全保障３文書」「GX脱炭素電源法」「マイナンバー法改定」極めつけは「防衛財源確保法」等々、国政は岸田首相の吹聴する「法の秩序」からの逸脱がまかりとおっています。

講演では、こうした①平和と国民の安全を危機に陥れる重大な情勢にあること、②その具体化である軍事費43兆円が、医療、社会保障、教育はじめ自治体財政と団体自治を脅かす結果となること、③事態の変革には国でも地方でも野党共闘による政治の転換が求められていること、④その変革への可能性を2回の大阪都構想住民投票と横浜市長選挙、杉並区長選挙の分析から、若年層と女性の投票率上昇にあることを明らかにし、⑤新自由主義政策・施策への不満を投票参加へと高める、具体的な「政策」と「主体」を「分かりやすく」示すことが求められている……との指摘がされました。以下、講演を事務局で要約しました。

平和と安全の重大危機への時代変化を共有して

２０１５年安倍政権下で「平和安全法制」の名のもとに「事態対処法＊１」の第２条第１項４号に「存立危機事態」とは「～密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し～我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう」という条文が加えられました。

これにより、「日本は集団的自衛権をもつが、憲法第９条があるので行使はできない」との政府解釈が変更され、「存立危機事態」のもとでは集団的自衛権の行使が認められることになりました。「武力はあっても戦争の意志はない」が「武力も持つし戦争の意志もある」ことを法律上に明記したわけです。外から見れば戦争参加の意志表示です。

ただし、その後の防衛予算は図１のとおり、２０１６年度４・86兆円から２０２２年度５・18兆円へと６・５％の伸びでしかありませんでした。そ

れが、2023年度だけで31・7％の増（6・82兆円）へ、2027年度には10・38兆円へと200％（2倍）もの増額が行われようとしています。

それが、昨年末の岸田政権による「安保3文書改訂」の重要事項の一つです。「3文書」をもう少し詳しく見ると、第1に、「国家安全保障戦略」では「ミサイルによる攻撃には、防ぎつつ、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある」として「2027年度において、防衛力の抜本的強化と、そのための予算水準を国内総生産の2％にする」としています。第2に、「国家防衛戦略」では、日米軍事同盟に加え、同志国等との連携を強化して反撃能力を強化するために「敵基地攻撃能力強化と集団的自衛権行使」を一体のものとして強調しています。それらの具体化として、第3に、「防衛力整備計画」において、「2023年度から5年間の防衛力整備予算を43兆円程度とする」ことを決め、2015年安保法制の実質化が図られています。日本の平和と国民の全にかかわる重大な事態であることの認識を真剣に共有しなければなりません。

＊1武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

図1　防衛予算の変化（当初予算、兆円）

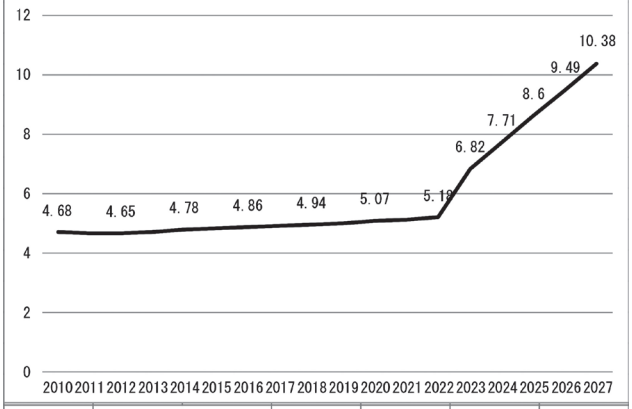

2023年までは実績
2024年以降は推計

安保3文書は地域、自治体に何をもたらすか

増税……先に述べた5年間で防衛費43兆円のためには当面14・6兆円の財源確保が必要になります。そのために、歳出改革3兆円、決算剰余金3・5兆円、特別会計剰余金からの転用や国有地売却で約5兆円を見込んでいますが、それでも3兆円以上の増税が必要になります。暮らし・経済は深刻です。

歳出改革……社会保障、教育、科学技術、地方交付税（地方財政）の削減が容易に想像できます。建設国債の転用から事実上の戦時国債の復活まで想定されます。

地域経済……防衛費はアメリカからの武器購入と国産の軍事産業育成が想定されています。しかし、アメリカ経済に効果はあっても、日本で戦車や戦闘機をつくることの経済効果は特殊であり、製造業支援や社会保障等に比べた経済効果は期待できません。

住民自治・団体自治……米軍基地、自衛隊基地の再編強化が進みます。まちづくりへの影響が心配です。重要土地の利用に関する調査、利用に関する勧告・命令はすでに始まっています。財政だけでなく自治体計画や事業への関与も強化されます。軍備増強には国民監視、反対勢力の抑圧さえ想定されます。憲法、民主主義、地方自治の危機です。

一連の動きは、すべて住民の幸福と地域の発展への逆流として結びついており、地方自治体の役割、首長、他の姿勢が問われます。では、地方行政と政治はどうなっているでしょうか。

求められる国と地方での野党の共闘

残念ながら大阪ではカジノ誘致が進んでいます。全国で、公共施設の統廃合、保育所・学童保育の民間化がひろがっています。水道の広域化・民営化もあります。そこにはPFIや指定管理などの手法が持ち込まれ、公共の解体で住民の生活と権利が後退しています。

自治体業務への性急なデジタル技術導入は行政の信頼性を損ない、職員の業務負担の軽減ど

ころか多忙・過密化さえもたらしています。

ところが、近年の国政選挙から今春の統一地方選挙までの結果を見ると、不満を持つ住民にとっての解決策が示されて、国・地方政治が大きく変化する動きは見られませんでした。それどころか、逆に維新をはじめとした右派的な「改革」政党が伸長している状況です。

それでも、国政では立憲野党の共闘のひろがりも見逃せません。また、知事選挙での野党共闘は2011年いっせい地方選挙以降の4年単位で比べると8・5%→21・3%→27・7%（19年5月～23年4月）と増加しています。ただし、地方政治における野党共闘は未だ一般的ではなく、今後、地方でどうひろげるかが課題になっています。

とりわけ先に述べたとおり、平和・安全の課題から日常の市民生活の課題までが危険な事態にあり、小手先の修正ではかなわない国政の変革と、それが当面は困難であっても地方政治の変革で地域は変えられる可能性をしっかりとつかんで、国と地方での野党共闘による政権交代を展望する両輪の構えが必要だと考えます。

2つの首長選挙、2回の住民投票から学んで

変革の可能性をどこに見出すか第1は、選挙での投票率を上げることです。

図2は野党共闘が功を奏した杉並区長選挙、図3は横浜市長選挙における「性別・年齢別投票率の増加割合」です。特徴は、杉並では前回に比べて投票率そのものは5・5%増で、どの年齢層が上昇したかを見ると20～30代層が明らかに増加（20代女性45・6%増）しています。しかも女性の増加率が全体的に高くなっています。横浜でも投票率11・9%増（増率で、何と32%）。やはり若年層と女性の参加率上昇（20代女性は51・2%も増）が特徴です。

図4・5は大阪維新が猛威を振るう大阪で、「都構想」をめぐる2回の住民投票で、僅差で否決した際の性別・年齢別投票率比較です。

図4の2015年には、同年に行われ、維新・吉村市長誕生の市長選挙よりも16・3%も投票率が上昇し、図5の2020年の2回目の住民投票でも前年に行われ、維新・松井市長が当選した選挙よりも9・7%も投票率が高く、いずれも20代、30代、そして女性の投票率の増加が顕著となっています。＊2

つまり、第1に、不満はあるが、どうしていいか分からない層が投票に行く、第2に、地域を破壊から守りたいという層が投票に行く、第3に、現状維持を望む層はすでに投票に参加しており、政治を変える条件は投票率の上昇にあること、第4に、投票率の上昇は女性と若者がカギであることが分かります。そして、投票率の上昇が野党共闘を前進させる結果を生み出すことになります。では、どうすれば若年層、とりわけ女性の共感

図2

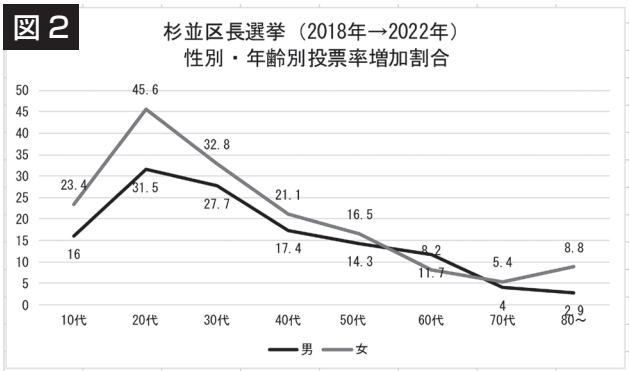

出所：杉並区選挙管理委員会「選挙の記録、平成30年6月24日執行、杉並区長選挙」
同「選挙の記録、令和4年6月19日執行、杉並区長選挙」

図3

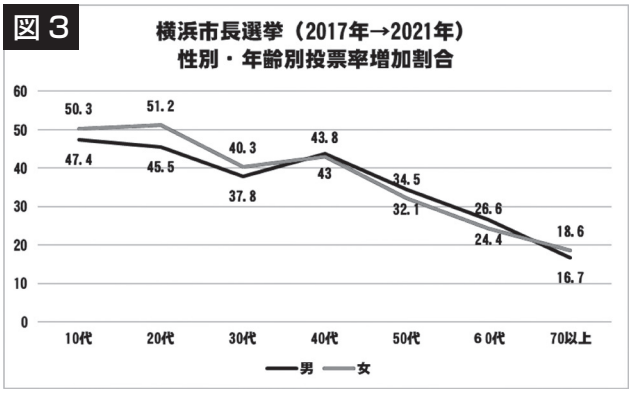

をひろげ、投票率引き上げへと発展させられるのか。

＊2　図3だけ形が違うのは2015年には10代の国民には投票権が無かったからです。

政策・主体・方法を明らかにし、地方でも野党共闘の発展を

すでに述べたとおり、地方政治の現状は、軍拡予算のもとで深刻な事態を迎えようとしています。同時に、地方独自に大型公共事業の推進、公共施設統廃合、医療・福祉・教育の後退、公共性の放棄、そして住民の意見を聞かない運営、等々の問題に直面しています。

変えるための3要件は、①政策……原因がどこにあり、どうすれば変えられるのか、②主体……新たな政策実行にはどの様な政治勢力が伸びればよいか。③方法……この政策と主体をどう示すか。とりわけ若者と女性に分かりやすく示すことが極めて重要です。そうでなければ住民は動けないし、政治も変わりません。

大阪では、大阪都構想、万博、カジノ、身を切る改革などの地域政策を示して維新が地方政治を変える勢力と思われているから支持を受けています。しかし、都構想については大阪を壊すものでしかないこと、ストップするには大阪の野党共闘が必要であり、存在感を示せたこと、それが国政や地方政治に不満を持っている層が維新に流れることを防いで、都構想を否決へと結論付けたと思われます。

地域には様々な課題があります。地方での新自由主義的な政策の見直しへと踏み込んで政策の選択肢を示すことが必要です。住民の暮らしや地域における不満がどの様な政策によってもたらされているのか、解決のための政策は何かを示すこと、しかも分かりやくなければなりません。そして、その政策を実現できるのは誰なのか。私は「野党共闘」だと思いますが、地域の実情で様々な組み合わせを想像的に考える必要があると思います。国政とその地方の実情の違いにも配慮すべきです。

方法は若年層と女性に心を配る必要があります。先の杉並区議会議員選挙では、岸本区長を選出した勢力が党派選挙でも一堂に会した合同宣伝会をひらき、区長自身が毎日街頭で政策合意した候補者を支援するなどして、投票率を4％上昇させ、国政与党勢力の後退、女性議員が半数を超えるという結果をもたらしました。

自治体のあり方自体が問われる今日、国政と地方政治の両者を視野に入れ、野党共闘の発展で維新の進出を防ぎつつ地方政治の変化を創造的に生み出していきましょう。

図4　大阪市長選挙（2015年）と住民投票（2015年）
性別・年齢別投票率比較

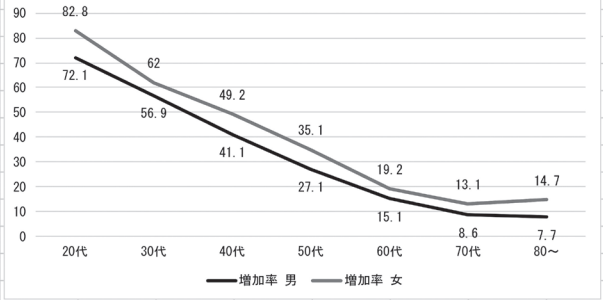

出所：大阪市「平成27年11月22日執行、大阪市長選挙における年齢別投票行動集計表」
大阪市「平成27年5月17日執行、特別区設置住民投票における年齢別投票行動集計表」

図5　大阪市長選挙（2020年）と住民投票（2019年）
性別・年齢別投票率比較

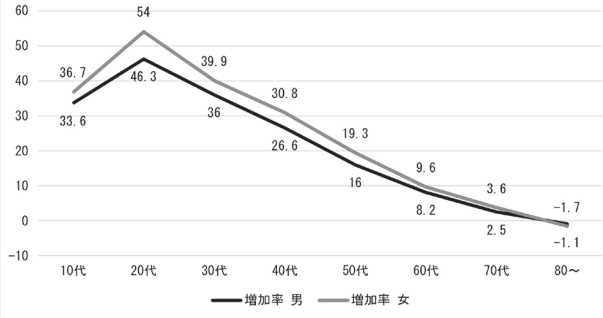

出所：大阪市「令和2年11月1日執行、大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票における年齢別投票行動集計表」
大阪市「平成31年4月7日執行、大阪市長選挙における年齢別投票行動集計表」

視察報告

住民が求める地域公共交通事業を

鳩山町・鴻巣市―先進地を視察

マイカー、路線バス、電車等の既存の交通手段だけでは住民の暮らしが成り立たない現実があります。とくに高齢社会では小回りが利き便利、安全、安価な交通への公共の事業が期待されています。

しかし、各自治体の姿勢は必ずしも積極的ではありません。一方で一部の自治体ではコミュニティバス、デマンドタクシー等を有機的に結びつけた事業が行われ、住民に喜ばれています。「先進の事業をわがまちでも」……そんな想いを受けとめた研究所の先進地視察を5月26日に行いました。各自治体で運動に関わっている会員、議員、他の39名で鳩山町と鴻巣市を訪ねました。

鳩山町

県内トップのデマンド利用率

同町の人口は13017人。高齢化率は46．4％を超えています。地域公共交通事業は住民にとって欠かせない課題であり、デマンド交通は県内一番の利用率です。しかも、町内循環バスを令和4年4月からデマンドタクシーに置き換え、土日運行も始まり、町外鉄道駅への運行も実現しています。

今日までの経過は？事業実態は？置き換えがうまくできた理由は？など、視察ポイントは沢山ありました。以下は鳩山町の説明や回答の要旨です。

国の法制定と補助金でデマンドの誕生へ

町担当職員の説明によると、スタートは平成19年度に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、補助金制度ができたことが契機になりました。法律にもとづいて運行事業計画を協議するため法定「地域公共交通協議会」を設置し、補助金の受け皿が整ったことが、デマンドタクシーの誕生へとつながっていきました。

平成21年7月には「デマンドタクシー・埼玉医大便」が、同年10月には「デマンドタクシー・町内エリア便」が開始されます。埼玉医大便が抵抗なく運行できた理由には、鳩山町内の循環バスが廃止になって職員・学生のために公共交通の運行を求める

強い声が町に寄せられたことがあるようです。埼玉医大行きはスクールバスの代替であって競合する移動手段がないこと、主な利用者は町内の患者であり、町外の患者のタクシー需要を奪わないこと、などを示して関係事業者の合意と運輸局の認可を得ています。

平成24年度からは、交通不便地域に指定され、地域公共交通協議会を道路運送法に基づく地域公共交通会議に組織変更し、地域公共交通確保維持改善事業補助金を受けることができるようになり、今日へと事業が続いています。

令和4年には、隣の坂戸市への町外デマンドタクシーの運行も行われるようになりました。しかも土日の運行も含めてです。背景には、坂戸市への路線バスの廃止もありますが、坂戸市のタクシー客を奪わないという条件付きで理解を得られるなど、関係事業者などとの合意形成が大切なことが分かります。

配車予約の仕組みはどのように？

現在、町は東京大学大学院が開発した「コンビニクル」という配車システムを使っています。当初は「NTT予約システム」でしたが、インターネット経由で予約をするコンビニクルで、最短30分後の乗車予約まで受付けられるので比較検討の結果選択したそうです。オペレーターは商工会に委託して同職員が配車しています。

午前9時から開始です。午前中は病院に行く住民で予約が集中してしまいます。ただその時間に取れなくても「30分後には取れますよ」とオペレーターが誘導し、うまく調整されています。

インターネット予約は町民の利用率82％、70歳以上でも69％。スマートフォンでも予約ができます。予約の空きがない場合は利用ができませんが、町内であればどこでも乗り降りできる仕組みになっています。

配車予約システムのコンビニクルとオペレーターの存在が、デマンドタクシーを便利にしていました。年間乗客数の推移は表1のとおりで、着実に増加していることが分かります。

表1　デマンドタクシー乗客数の推移

年度	年間乗客数	運行日数
2019	18,148	242
2020	16,555	241
2021	19,897	242
2022	24,578	345

赤字の8割が特別交付税で補てん

令和4年9月までは2台のワゴン車と1台のタクシーでしたが、ワゴン車を1台増やして現在は4台体制で運営されています。その財源は？

町の一般会計は平常で55～56億円。デマンド交通関係の支出割合は約0・7％程度です。ただし、このうちの8割が国からの特別交付税で補てんされる仕組みになっているので、実際は年間予算の0・2％にもならない財源で実施できています。（表2）

また、デマンドタクシーとは別に、町営バスの方も特別交付税で64％が補てんされているそうです。

なお、収支率は13％から16％程度ですが、運賃が500円を

表2　事業財源（町の支出）の状況

年度	運行経費	運賃収入	支出	Cの充当財源		さらに特別交付税で8割補てんと仮定F	想定実支出額
				国庫補助金	町の支出		
	A	B	C=A-B	D	E=C-D		G
2019	21,415	3,508	17,907	5,366	12,541	10,033	2,508
2020	21,365	2,689	18,676	5,745	12,931	10,345	2,586
2021	23,428	3,133	20,295	5,742	14,553	11,642	2,911
2022	40,641	6,656	33,985	2,023	31,774	25,419	6,355

※ 表中のFとGは町の資料を基に研究所で試算しました。

超えると利用が減少する印象があるようで、料金設定にも心を砕いているようでした。

住民の要望で使いやすくしたいが

議会からは「財政支出のことよりも、町外に運行できないか」という推進の意見や「利用客も少ないので、これをこのまま存続させるか」という意見など様々なようです。

町の北部地域は交通空白地域であり、町外への交通手段が全くないことから町営バスを走らせていますが、コストの関係もあって「本数を増やしてほしい」などの声には応えられていないなどの課題もあるそうです。

民間会社との調整に力を注いで

民間事業者の路線と町営バス路線が重なっていたり、デマンドタクシー利用範囲が重なっていたりすると、行政が民間の邪魔をしているとされます。また、料金を安くすると民間の方が敬遠されるので、一般的に意見がまとまらず、調整が大変になります。

しかし、埼玉医大の既存のスクールバス等の廃止や、坂戸市入西（にっさい）方面の路線バスが廃止になったので、交通事業者と協力して廃止の隙間をどう埋めるかという協議がポイントになりました。

タクシー事業者は町内全域を対象にしているので、町の事業をタクシー事業者にまかせるなど、WIN・WINの関係をつくることがポイントだそうです。

夜の稼働率が高いタクシー会社にとっては、デマンドタクシーを増やし、事業を依頼したことは「昼の稼働の機会を設けてもらった」と、むしろ喜ばれているそうです。

住民の足をどうするか。実は他の市町村ではあまりやられていない課題を鳩山町が不可欠のものとして考えたこと、そのことが実践の鍵でした。

鴻巣市

コミュニティバス（フラワー号）&デマンドが特徴（ひなちゃん＋乗合タクシー）

同市ではコミュニティバス「フラワー号」の利用率が県内でトップクラスです。そこに「ひなちゃんタクシー」と「こうのす乗合タクシー」の2種類のデマンド交通まで走らせています。なぜ、3本立ての地域公共交通事業に取り組んでいるのか。そして事業内容は？

早朝、夜間、土日運行のフラワー号

鴻巣駅をはじめとしたJR4駅と市内全域との足になっているのがコミュニティバスのフラワー号（以下、フラワー号）です。平日朝・夕の通勤、通学時間帯を中心に現在8コースで運行されています。運賃は右表の通り配慮されています。2つの交通事業者と協定を締結し、バスは鴻巣市で購入して運行各社に貸与します。そして燃料代、人件費等の運行経費は市が補助金として交付する仕組みです。

(!) 12月29日～1月3日は運休

運賃（乗車1回につき）	・一般の方（下記以外の方）	200円
	・小中学生 ※自己申告 ・高校生 ・大学生 ※生徒手帳等提示 ・65歳以上の方 ※介護保険証等提示 ・免許返納者 ※運転経歴証明書提示	100円
	・未就学児 ※自己申告 ・障がいのある方及びその介助者 ※障がい者手帳提示 ・市内在住の80歳以上の方 ・市内在住の妊娠中の方 ※特別乗車証提示	無料
1日券	・200円運賃の方	400円
	・100円運賃の方	200円
	※購入当日に限り、フラワー号全路線を何度でも利用可	

デマンドの「ひなちゃん」と「乗合」タクシーは

市内5社のタクシー会社と協定を結び、左図のとおり条件に合って登録した方が使える「ひなちゃんタクシー（以下、ひなちゃん）」。4社に業務委託して、

住民登録があれば誰でも登録して使える「こうのす乗合タクシー（以下、こうのす乗合）」の２種類でデマンドタクシーが運行されています。

ひなちゃんは、民間各社のタクシーを使った割引制度です。利用する直前に電話して使い、行き先は主な公共施設、病院、駅、生活関連施設などと自宅の間です。

こうのす乗合の方は、専用車両をタクシー会社に購入してもらい、費用は委託料の中に含めます。燃料代や人件費等の運行費用は、運賃収入を差し引いた額を支払う方式です。

こうのす乗合は、２０２０年度から5台でスタートして利用者約2万人、２０２２年度からは6台になり利用者は約3万人に膨れ上がっています。

システムは鳩山町と同じ「コンビニクル」を使っており、利用は1週間前から予約ができ、行先は、ひなちゃんよりも広範囲に設定できることになっています。両制度とも、それぞれ割引の制度があります。

住民要望で独自の工夫を取り入れて

他市への乗り入れも行っています。フラワー号は北本駅まで、ひなちゃんとこうのす乗合は北本駅の東口と西口に加えて、行田市の総合病院など市外の3つの医療機関に共通乗降所を設けています。

市民要望に応えて、福祉タクシー券でも利用ができる（県制度に福祉タクシー利用補助がある）独自の制度になっています。ひなちゃんは陣痛時にも利用でき、こうのす乗合には今年4月から車椅子のまま乗車ができる福祉車両が3台導入されています。

料金割引制度があって、免許

証自主返納者の運転経歴証明書の提示で100円引きになります。例えば、70歳以上の人なら300円が、さらに引かれて200円になるという計算です

バス、デマンド負担の半分に特別交付税が

令和3年度決算によると、フラワー号は支出が約1億4800万円、収入が約4050万円で、市の補助金が約1億750万円（デマンドの方は資料不足で後日分析）。フラワー号とこうのす乗合は特別交付税の対象になるので、フラワー号は市の補助金の半額程度、こうのす乗合の方も委託料から運賃収入差し引いた額の半額程度（特別交付税は財政力指数で係数が変化）が国から収入として市に入ります。

取り組みの原動力と今後は？

2つのデマンド導入のきっかけは、コミュニティバスのフラワー号に財政がかかり過ぎたこと、利用者がいない〝空気バス〟などと揶揄されることもあり、フラワー号からひなちゃんへとシフトしたところ大変好評で、今に至っているそうです。

また、当時から住民も議会も市長・担当職員も公共交通政策について意識が高かったことが挙げられていました。

一方、ひなちゃんの好評は財政負担増につながります。そこで、国の財政支援も受けられる「予約乗合タクシー制度」（＝こうのす乗合）を導入したところ、ひなちゃんの経費も抑えられるし、国からの支援も活用できて、それをサービス向上につなげる方向で進めることができています。

民間路線バス事業者との関係は？

最初、民間の路線バス事業者は影響を心配してデマンドには消極的でしたが、ひなちゃんの対象者を高齢者と障害者に限定したり、利用の多い通勤通学の時間帯を避けたりしたこと、料金も路線バスより高い設定にしたので、路線バス事業者から利用客が減ったという話もなく、バス事業者の理解も得ながら進められているそうです。

地域公共交通会議では、民間バス路線は近隣市町を結ぶ分野を中心に、デマンドやコミュニティバスは民間バス路線を利用しづらい地域を走らせるなど、重複しない路線設定、利用者限定などのすみ分けで解決しています。

なお、令和4年度の年間利用者数は、フラワー号43万7500人、ひなちゃん4万6273件、こうのす乗合2万8791人で、利用率は対人口比439%にもなっています。

法・制度や交通会議の意見を活かして公共性を発揮

公共交通事業には国に様々な制度があります。法的拘束力も含めて「民間の勝手を公共はちゃんと制御しなさい」という姿勢が基本です。だから法律でも地域公共交通会議の協議に事業者が応じる義務も課されており、交通会議で決まったことは守る義務も負わせています。

自治体に強い権限を与えているのですから、議会もそうした交通会議になるように意見表明し監視していくことが大事です。

交通会議の構成員もしっかり見る必要があります。鴻巣市は、交通会議委員21名中8名が市民と利用者の代表であり、他市よりも市民割合が高くなっています。また、地域の実情に即した交通サービスの実現を図るために、市は利用者、市民へのアンケートを行ったり、運転手、交通事業者などからの意見聴取も行ったりしています。市民目線を大切に、公共性を発揮している……学ぶことの多い鴻巣市視察でした。

参加しませんか　6つの研究会活動紹介

総会でも確認された、研究所事業の柱の一つである①自治体財政研究会、②議会活動研究会、③社会保障研究会、④まちづくり研究会、⑤子ども子育て研究会、⑥環境・防災・気候危機研究会が、それぞれ具体化されています。

どなたでも参加できるように、会場とリモート併用のハイブリット方式など、自宅や事務所等でも参加しやすい環境づくりをしています。日程は、『住民と自治埼玉版』や『そよ風』でお知らせしています。今回は2つの研究会の様子を紹介します。

第4テーマ　まちづくり研究会報告

「まちづくりの今を考える―問題と展望」

岩見良太郎・埼大名誉教授が講演

担当　副理事長　佐藤健一

本研究会は何から始めるか？

推敲・協議の結果、せっかく岩見先生が近くにいるのだから、まずはお話を聞いてみよう、ということで6月12日に第1回を開催しました。

先生の講演は3部構成で、第1部は、新自由主義的都市再生がどのように展開され、その結果としてまちづくりの今がどうなっているかでした。

中曽根アーバンルネッサンスと言われた時代から、「民間活力」による都市再生を謳った、企業の利益のための「規制緩和」が延々と続けられてきました。

近年は「国際競争力の強化」のための「選択と集中」を旗印に、大都市での「都市再生特区」などの異次元の規制緩和が行われ、開発の大規模化がさらに進んでいます。大資本でなければ都市の開発ができなくなってきているのが特徴です。

公園用地の再開発利用や昔からの商店街を道路整備と再開発で消滅させるといった、市民の公有・共有財産を大規模開発に利用させる事業も「着々」と進められている状況がお話されました。

第2部は、「拠点大規模再開発はなぜ問題か - さいたま市を事例に考える」をテーマに、さいたま市における大規模開発の動向と問題点が語られました。

清水市長は、東京から西日本方面に向けた「スーパー・メガリージョン」と、東日本・東北方面に向けた両翼の結節点として「大宮グランドステーション」構想を掲げ、大型開発による「まちづくり」を今後も促進しようとしています。

その実態は大幅な規制緩和で増加した保留床を市が買い上げ、公共施設をそこに移転させることで、開発企業側にとって事業として成り立たつ優遇構造を作り、その仕組みを繰り返していることを指摘されました。

大宮駅東口の大門地区再開発では、事業費の65％に公費が投入され、その多くが市の負担となっているとのことです。

今、浦和駅西口南高砂地区でも同様の仕組みの再開発が進められています。これらの大規模再開発では、そこで生活していた多くの人が移転を余儀なくされています。

一方で、世界的には大規模再開発に反対する潮流があり、住民参加を徹底して都市開発を進めるイギリスの事例を挙げられました。そして、近くにも好例があるとして、小規模再開発の継続・連携によって街を再生した、上尾市仲町愛宕地区の修復的まちづくりを紹介されました。

第3部は、「都市のコンパクト化をどう考えるか」でした。

市街地の集中化による再生をめざした「コンパクト・シティ」の看板事業としてもてはやされ

た青森市と富山市では、結局、市街地の空洞化を招いてしまった失敗の事例が示されました。

そして、対抗する動きとして、アメリカやイギリスにおいて「コミュニティの再生」を目指し、徹底した「住民参加」を進めている事例があることを紹介されました。

地域の生活やコミュニティに根差したまちづくりの考え方は、岩見先生が「場のまちづくり」として現代都市計画の問題点を指摘しているキーワードであり、今後の研究会でも深めていきたい課題です。

第1回研究会・講演では、「公共性をいかに取り戻すか」、またそのために「住民参加をいかに確保していくのか」も大きなテーマとなっていることを、あらためて強く感じました。皆さんも「まちづくり研究会」に参加されませんか。次回案内をお楽しみに。

第5テーマ　子ども子育て研究会報告

「保育・教育への企業参入の実態・課題」から「子どもの権利条例づくり」へ

担当　理事　森川鉄男

私たちの研究グループは昨年10月からスタートしました。第1回は、私、森川より問題提起として、『『新制度時代』における学童保育運動の現状と課題』について報告しました。

学童保育の制度が拡充される過程で企業が「もうかる」場所として認識し、参入してきていることに関心が集まり、メンバーからも保育所やフリースクールにおいても企業の参加が進んでいることが語られました。

企業参入の結果、子ども本来の生き生きとした姿が失われていること、一方、子どもたちにとって大事な価値観を提示しているのが、日本政府も批准している「子どもの権利条約」であることも紹介されました。研究会では、当面のテーマを「保育・教育分野における企業参入の実態と課題」とすることにしました。

2月の第2回研究会では、渡辺事務局長より資料提供された児玉洋介先生の論文「子ども施策をめぐる新たな対決構図と『東京都こども基本条例』の役割」を学び、児玉先生を研究会にお招きすることになりました。

その後、児玉先生が「子どもの権利条約市民・NGOの会事務局長」として国連に市民の立場からレポート提出するなど重要なポストにいることも分かり、これは「内々の学習にしておくのは、もったいない」ということで、4月の第3回研究会は各関係者に呼びかけた公開学習会としました。

当日は、「東京都の子ども基本条例づくりに学ぶ」と題して、児玉先生に、先の論文のテーマで①政府の今日の政策であるこども家庭庁とこども基本法制定の動きとそれを見るときの視点②対抗方策の一つとしてとして、自治体レベルで子どもの権利条約づくり　等についてご報告いただきました。

また、林聡一郎氏（埼玉県教職員組合書記長）からも「学校現場におけるGIGAスクール構想の実態」と題した報告もいただきました。

当日は、宮城、山形、鹿児島、愛知などの学童保育関係者、不登校引きこもりを考える埼玉連絡会の方々など23人の参加があり、それぞれの立場から、企業参入の実態や子どもの権利条約の意義などについてご発言いただきました。

今後は、①当初テーマである「保育・教育分野における企業参入の実態と課題」の継続　②自治体における子どもの権利条例づくり　等が考えられます。研究会の討議は、先の学習会のように、研究所内外へ開いていきます。ぜひ、ご参加ください。

会員交流のひろば

給食無償化の運動に、もう一つ大事な味付けを

入間市役所職員労働組合　小林　真弓
石井ゆかり

学校給食費の無償化が広がる中、入間市でも新日本婦人の会入間支部の呼びかけにより、市内の団体・個人が集まって無償化に向けた運動の準備会が立ち上がりました。

しかし、「予算の1％で実現可能」を強調した無償化運動だけでは一過性の取り組みに終わり、その後の入間市の学校給食に良い結果をもたらすことにはならないと考えています。

厳しい財政状況（財政力指数0・93，経常収支比率97・0％＝令和2年度）の下では、予算の1％（4・2億円）と言っても、財源を生み出すのは簡単ではありません。当然、他の歳出予算が削られることになります。

無償化をキッカケに懸念されることの第1は、PFIによる建て替えを断念した学校給食センターの民間委託化が再燃しかねないこと。

第2に、市の一般会計予算に組み込まれることで給食予算が歳出カットの対象になりかねず、①安全で良質な食材を活用する視点からの不安、②大量一括発注で地元業者が締め出される不安、③職員の努力で積み上げてきた、献立や手作り給食の〝質〟にも影響しかねないこと、などがあります。

準備会では、「無償化後の取り組み」も意識した運動が必要であることを提案してきました。

3回の準備会を経て結成された「いるま給食応援ネット」では、「子どもたちにとって良い給食とは」をテーマに、安全でおいしい入間市の給食の維持・発展、地元や県内産の農産物の活用と食材の市内調達率の向上を目的にすることになりました。給食費の軽減・無償化は、こうした運動の一つという位置づけになっています。

幹事には、元教員や栄養士、「子どもを守る会いるま」、「フードバンクいるま」、「生活クラブ生協」の方（個人参加）、小中学生の保護者も3人加わり、これまでにない幅の広い集まりになっています。

早速、給食費の負担軽減等を求める市長要望とともに、入間市の学校給食を知ってもらうために学校給食センターの見学と試食会を実施しました。今後は、給食費の負担軽減・無償化に向けた市長への要望署名に取り組むほか、入間市職員労働組合が開催する「給食まつり」への協賛、給食献立の調理講習や学習会などを検討しています。

編集後記

初稿を見て思ったのは、表紙写真のテーマの是非と紙面全体のあまりの文字の多さです。

敬遠されがちな施設を取り上げることに躊躇はありましたが、比企労連の島田さんには紹介してもらったうえに、午前中をつぶして撮影と住民要求実現力の雑談につき合っていただき感謝です。結論は、「住民自治」に力の源があること、タブー無しの姿勢の大切さでした。次回は春日部市、情報ください。

それにしても各ページ「字だらけ」で、常識的には敬遠されがちです。でも、中山先生の90分講演を5千字に、まる1日の先進地視察を6千字に、研究会報告や会員交流を千数百字に縮小して伝わるのか。学ぶ・交流する・伝えるが無ければ地方自治も平和も守れない時代になっています。まだまだ「字だらけ」の編集が続きそうです。

憲法・地方自治の心と行動が学べる 自治体学校に参加してみませんか

これからの自治体のあり方を考えるなら２つの「記念講演」ははずせません。分科会 12 企画、現地分科会２企画、夜の「GX」「新人・ベテラン議員交流会」など盛沢山。

1日目●全体会　7月22日(土)　12:30～16:50　岡山市立市民文化ホール　ZOOM ウェビナー配信

記念講演①
地方自治と地域 この１年から考える

自治体問題研究所理事長
奈良女子大学教授　**中山　徹**

記念講演②
地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり

東京都杉並区長　**岸本聡子**

２日目 分科会 7月23日（日）9：30 ～ 16：00　第 10 のみ 7月 29 日ハイブリド開催

1●正規職員の長時間労働と非正規職員の不安定化（リアル・ZOOM 同時開催）（後日録画配信あり）

助言者：**黒田兼一**（明治大学名誉教授）

（参加を申込んだ全国の労組とオンラインで結び討論します）
コロナ禍ではっきり見えてきたものは、1990 年代からの公務員改革が正規職員と非正規職員の双方に苦難を強いて、公務公共サービスの質的低下をもたらしたことです。「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」すべき（地公法 30 条）自治体職員の労働と任用実態をファクトチェックしながら、失われた 30 年からの脱却に向けて、熱い議論をしましょう。

2●医療と公衆衛生体制強化への道すじを考える

助言者：**長友薫輝**（佛教大学准教授）

政府は、ながく医療・公衆衛生を抑制してきた末に、こんどは新型コロナウイルス感染症対策の強引な幕引きを図ろうとしています。これではこれからの感染症に備えられないばかりか、各地の医療供給体制がさらに弱体化してしまいます。医療崩壊の主因である公的医療費抑制策の転換と公衆衛生体制強化の道すじを考えてみます。

3●住民とともに進める持続可能な地域づくり

助言者：**関　耕平**（島根大学教授）

加速化する人口減と地域衰退の一方、希望の芽が地域から生まれつつあります。「住民丸投げ」の地域づくりでなく、議会や自治体職員がしっかりと役割を果たし、どのように「住民とともに」持続可能な地域づくりに取り組むか。都市・農村の事例紹介からともに学び、地域の持続可能性の展望を切り開く分科会にしましょう。

4●「自治体のプラットフォーム化」で自治体はどう変わるのか（後日録画配信あり）

助言者：**本多滝夫**（龍谷大学教授）

国は、データを「知恵・価値・競争を生み出す源泉」として位置づけ、自治体に対し、情報システムの「統一化・標準化」、行政手続のオンライン化を通じて、準公共分野や民間分野とのデータ連携の拡大を求めています。自治体のプラットフォーム化が現在どういう段階で、今後の展開はどうなるのかについて、事例から読み解きます。

5●少子化時代における保育所のあり方を考える（後日録画配信あり）

助言者：**中山　徹**（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授）

少子化は予想以上のスピードで進んでいます。こども家庭庁が発足し、それに併せた自治体の子ども施策の再編も予想されます。質を犠牲にした保育園の量の拡大、行政責任の後退等、「子どものため」の保育を真剣に考えなくてはいけません。保育環境の改善に舵を切り本当の少子化対策の必要性を説きます。

6●公なき「地域再生」と DX による社会保障の変質を考える

助言者：**豊島明子**（南山大学教授）

介護保険による市場化政策の一方、「地域共生社会」を掲げた福祉政策が進んでいます。この 20 年余の介護・福祉の法政策をふり返り、福祉行政の役割に迫る各地からの報告と交流を通して今後のあり方を考えます。マイナンバーカードと介護・医療のデジタル化がもたらす社会保障の変質と、人権の視点からの課題についても考えます。

7●自治体民営化のゆくえ―「公共」の変質と再生（後日録画配信あり）

助言者：**尾林芳匡**（弁護士）

PFI についての会計検査院の報告書を受けて、各地で PFI 事業についての議案を議会が否決する例が出はじめています。他方で、公園の管理を営利企業に委ねる例が広がり、樹木の伐採に反対する住民運動が起きています。地方独立行政法人化された公立病院で、医療体制の縮小を食い止めた例もあります。各地での経験を交流し、「公共」の再生への展望を明らかにします。

8●学校統廃合・小中一貫教育と学校を守る住民の運動

助言者：**山本由美**（和光大学教授）

コスト削減・「効率性」優先で、教育的議論を欠いた学校統廃合や小中一貫教育が各地で進行。背景には、公共施設等総合管理計画など新自由主義的な地域再編が。プールの廃止や民間委託、施設整備の PFI 導入も進んでいます。こうした動きの狙いを学ぶとともに、住民運動の経験を交流し、学校を守る共同について考えます。

9●新型コロナ後の公共交通のあり方

助言者：**金山洋一**（富山大学教授）

新型コロナ禍で JR 各社は減便、廃線、人員削減などサービスレベルが低下しています。路線バスについても、低賃金で過酷な労働や運転手の高齢化で路線廃止が相次いでいます。交通権だけでなく、まちづくり、二酸化炭素削減の観点から公共交通のあり方について考えます。

10●市民の水を奪う広域化―水道広域化とダム（利水）問題（リアル・ZOOM 同時開催）

助言者：**近藤夏樹**（自治労連公営企業評議会事務局長）

開催日時：7 月 29 日（土）13：30～17：00（接続は 13：15～）
会場：大阪グリーン会館
民営化は各地の住民運動で止めてきましたが、国は都道府県主導で広域化を推進しようとしています。広域化計画には住民が大切にしてきた自己水源を放棄し、ダムからの水に切り替えさせる例が後を絶ちません。ダムの水は余っています。その背景には過大な水需要計画があったのです。

11●自治体政治・行政入門　午前（後日録画配信あり）

講　師：**柏原　誠**（大阪経済大学准教授）

本講座では、日本の地方政治について「きほんのき」から話します。仕組みの話にとどまることなく、自治の歴史や理論などについても、今日の社会変化（人口減少、気候変動、デジタル化）から自治のあり方を、トピックも交えながら考えるような講座を目指します。積極的な参加をお待ちします。

12●自治体財政のしくみと課題　午後（後日録画配信あり）

講　師：**川瀬憲子**（学校長・静岡大学教授）

新しく地方議員になられたみなさま、財政構造を知りたい自治体職員や市民団体のみなさまに、自治体財政の基本的なしくみを解説した上で、「集権型システム」ともいうべき国と地方の財政関係、「地方創生」やデジタル・トランスフォーメーション、コンパクトシティ化、学校等公共施設統廃合が自治体財政に及ぼす影響と課題について、具体的事例を交えながらわかりやすく解説します。

3日目●全体会　7月24日(月)　9:20～11:50　岡山市立市民文化ホール　ZOOM ウェビナー配信

特別講演①
暮らしから考える 自治体行政のデジタル化

龍谷大学教授　**本多滝夫**

特別講演②
地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から）

岡山県真庭市長　**太田　昇**

□問合せ　埼玉自治体問題研究所 info@saitama-jitiken.com　パンフレットは自治体問題研究所 HP 参照